

出身地 山口県岩国市
 生 年 一八五九（安政六）年八月二十五日
 没 年 一八八七（明治二十）年二月二十三日

渡辺安積は、英吉利法律学校創立の翌年、渋谷慥爾に代わって幹事に就任し、本学の基礎を築いた人物である。

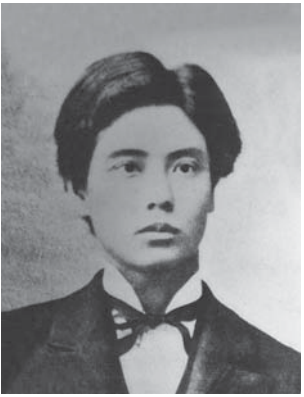
渡辺は、一八五九（安政六）年八月二十五日、周防国玖珂郡錦見村（山口県岩国市）に生まれた。幼名を大十郎といい、七〇（明治三）年、岩国藩の漢学校に入学、その後、同藩の語学所に入学し、七三年夏まで、英国人教師ステイブンスについて英語および数学を学んだ。生涯を貫く英国への関心はここで育まれた。

山口中学校に学んだのち七四年に上京、共立学校、東京英語学校、開成学校を経て七八年に東京大学法学部に入学し、八二年に卒業した。

大学在学中はもっぱら英法を中心に学び、実家が渡辺の生家のすぐ裏だった玉乃世履（初代大審院長）を訪ねて意見を聞いたり、また模擬裁判を頻繁に行うなど、法の実際の運用を熱心に学んでいる。

しかし、意外なことに、渡辺の名前は学校設立願には見えない。設立認可から間もなく新聞に出された「英吉利法律学校設置広告」に第一学年の契約法担当講師として渡辺の名前が見えるのみである。これは、そもそも健康状態がすぐれなかったための任官であったし、設立直前の六月には東京大学御用掛を兼任することが憚られたため、この時期に設立委員に名前を連ねることが憚られたためであろう。創立間もない十月初めには半年ほどの予定で故郷岩国へ転地療養のため帰省している。

渡辺が英吉利法律学校で担当する予定だった「契約法」は、さる八四年春に訳出した『安遜氏契約法』をもとにしたものであったろう。しかし、この続巻分の訳



渡辺安積

出・講義を土方寧に託して帰郷した。
 八六年三月、健康も順調に回復したらしく、予定より早めに帰京した。これ

卒業後、学生時代から関係していた東京日々新聞に招かれ、八四年十二月までもっぱら社説の執筆にあたった。同年の十月からは、東京大学でローマ法および訴訟法の講義を始めていた。しかし、健康状態がすぐれず医者から療養を勧められ、これが退社の大きな要因となったといわれる。

八五年四月、菊池武夫は渡辺の岩国語学所時代の級友田中稲城に宛てた書簡で、渡辺を他事から解放して養生させるための司法省任官について、司法省幹部の了解をとりつけ近日中に発令されるとの見込みを報じている。

しかし、実際は司法省ではなく、田中のいる農商務省の権少書記官への任官となり、参事院員外議官補も兼任した。

この頃から渡辺は、菊池をはじめ東大法学部の同級、同窓生が行っていた英吉利法律学校創立に関与したらしい。

から間もなく渋谷慥爾に代って英吉利法律学校幹事に就任し、学校事務を細大にわたり処理するようになった。

渡辺の『備忘録』第一頁目には「諸規則編制二着手ノ事」と記されているが、彼のもとで校外生規則、書庫規則、校内生総則、試験規則等が作られた。またこの時期、講義録の出版、各教員の受持換えや人事、書籍の充実に関する学外との交渉など、矢継ぎ早に処理している。さらに、学内関係者の茶話会を継続的に催し、さまざまな面での意思疎通を図り、折からの私立法律学校特別監督条規への対応を主導した。

こうした校務のかたわら、八六年十月には『国際私法』の版權免許を得、同年十一月には英吉利法律学校の機関誌のような役割を果たす『万国法律週報』を創刊し、また錦水堂という書店を開業するなど精力的に活動した。しかし激務のため病気が再発し、暮れから熱海で療養に入ったが、八七年二月二十三日、英吉利法律学校の基礎を固めながらも志なかなばにして、療養先の熱海の旅館で故人となった。二十九歳であった。